

放送番組のインターネット上での同時 配信等に係る権利処理の円滑化について (これまでの経緯と今後の対応)

①問題の所在

- 放送番組のインターネット上での同時配信等は、高品質なコンテンツの視聴機会を拡大させるものであり、視聴者の利便性向上やコンテンツ産業の振興等の観点から非常に重要な取組。
- 放送番組には、多様かつ大量の著作物等が利用されているところ、インターネット上での同時配信等を推進するに当たっては、これまで以上に迅速・円滑な権利処理が可能となる環境を整備する必要。
- 既に、集中管理に基づく包括許諾や、権利情報を集約したデータベースの充実など運用面での取組により円滑な権利処理が実現できている部分はあるものの、アウトサイダーに係る権利処理を含め、制度面での対応が必要となる部分も存在。
(※) 著作権法上、放送と配信で、権利の在り方にズレがある規定もある【参考1・2】
- 「権利処理の円滑化」と「権利保護・適切な対価の還元」を両立させ、放送事業者と権利者がWin-Winの関係となるよう、具体的な制度設計等を検討する必要。

番組制作



著作物
(著作権)

実演・レコード
(著作隣接権)



初回放送・配信

放送

同時配信

追っかけ
配信

再活用

リピート
放送

DVD化

見逃し
配信

VOD

②これまでの検討の経緯

規制改革実施計画（平成30年6月閣議決定）

- ・ 総務省での検討結果を踏まえ、著作権制度の在り方について必要な見直し（平成31年度中（令和元年度中）に措置）

総務省・検討委員会答申（平成30年8月）

- ・ 著作権制度の改正についての結論は出ず

規制改革第5次答申（令和元年6月）

- ・ 「同時配信等に係る著作権隣接権の取扱いなど制度改正を含めた権利処理の円滑化」が課題

総務省・勉強会とりまとめ（令和元年11月中旬）

- ・ 放送事業者の要望を踏まえ、著作権制度を含めた様々な課題をとりまとめ（文化庁に検討依頼）

文化審議会（令和元年12月～令和2年2月）

- ・ 放送事業者や権利者団体など幅広い関係者のヒアリング・議論を経て、「基本的な考え方」（制度整備の大きな方向性）をとりまとめ

規制改革実施計画（令和2年7月閣議決定）

- ・ 放送業界としての具体的な要望を総務省がとりまとめた上で、総務省と文化庁が共同して、権利者や関係者等の意見聴取を行った上で検討を行い、次期通常国会での法案成立を目指す

この間、規制改革推進会議（投資等WG）において著作権隣接権における放送（報酬請求権）とネット配信（許諾権）との間での取扱いの差異について議論を継続

その後、規制改革推進会議（投資等WG）において、改めて放送事業者等の意見を踏まえつつ、具体的な制度に関する議論を継続

③文化審議会の「基本的な考え方」（令和2年2月4日）の概要

【検討の射程・優先順位】

- これまでの議論の経緯等やその背景にある「放送とインターネット配信で著作権法上の権利の在り方に差異があることで権利処理がより困難となっている」という問題意識を踏まえ、優先順位をつけながら検討
- 具体的には、著作隣接権の取扱いや現行権利制限規定等の拡充から検討に着手しつつ、著作権の取扱いなどについても、継続的かつ総合的に検討



【検討に当たっての留意事項】

- 同時配信に加え、追っかけ配信や見逃し配信など事業者の多様なニーズに対応した措置を検討
(※) その際、「ウェブキャスト」に係る権利処理の円滑化も視野に入れつつ、検討
- アウトサイダーへの対応など、運用面の改善では対応し切れない課題について法整備を検討
- その際、ライセンス市場を阻害しないよう十分注意するとともに、権利者の利益保護に適切な配慮を行う（例：補償金請求権の付与など）

④今後の検討の流れ

8月末まで 放送業界としての要望とりまとめ（総務省）

総務省において、地方局を含めた放送業界としての現状の課題とその原因を基に、要望を具体的に取りまとめる。

9月～10月末 要望を受けた検討・結論（文化庁・総務省）

総務省でとりまとめた放送業界としての要望について、アウトサイダーを含む権利者や関係者等から意見聴取を行った上で、検討、結論を得る。

11月～12月末 具体的な制度設計等の検討（文化庁）

各々の結論については、再度権利者や関係者等からの合意を得たうえで、法的な検討を行い、優先度の高いものから順次制度設計を行い、法案概要を作成する。

文化審議会著作権分科会としての報告書を取りまとめの上、法案作成

次期通常国会 著作権法改正案の提出（文化庁）

(※) 放送のインターネット同時配信等に係る権利の在り方、文化庁長官による裁定制度の見直しを優先的に措置した上で、「拡大集中許諾制度等」については、令和3年中に改めて要否について検討。

- 裁定制度 … 権利者不明等の場合に、権利者の許諾を得る代わりに文化庁長官の裁定を受け、通常の使用料額に相当する補償金を供託することにより、著作物等を適法に利用することができる制度
- 拡大集中許諾制度 … 著作権等管理事業者が自ら管理していないアウトサイダーの権利についても一括して許諾を出せるという制度（北欧諸国で導入例あり）

基本政策小委員会で集中的に議論

【参考1】放送とネット配信に係る著作権制度（現状・課題）

		放送	放送のインターネット配信	
			同時配信	追っかけ・見逃し配信など
著作権	著作物 (例) 脚本、写真、映像	許諾権 （第23条第1項） ※「公衆送信権」という放送と配信が一体化した権利となっている ※どこまでの利用を行うかは、当事者間の交渉・契約で決まる		
	著作隣接権	映像実演 (例) 俳優の演技	許諾権 (第92条第1項)	許諾権 （第92条の2第1項） ※集中管理（実質的に報酬請求権）
		レコード実演 (例) CD音源に収録された歌唱・演奏	報酬請求権 (第95条第1項)	許諾権 （第92条の2第1項） ※集中管理（実質的に報酬請求権）
		レコード (例) CD音源	報酬請求権 (第97条第1項)	許諾権 （第96条の2） ※集中管理（実質的に報酬請求権）

※放送の許諾を得た場合は、契約に別段の定めがない限り、その後のリピー
放送が可能（報酬請求権）（第94条）

※放送の許諾を得た場合であっても、同時配信等には別途許諾が必要

アウトサイダー（個別許諾）

アウトサイダー（個別許諾）

アウトサイダー（個別許諾）

【参考2】放送等にのみ適用される現行規定の例

- 現行著作権法においては、例えば、下記のように、放送を対象にしつつ、放送の同時配信等を対象としていない規定が存在。
- これらについても、個々の規定の趣旨や、見直しが権利者に与える影響の程度等に留意しつつ、放送の同時配信等に拡充することを検討する必要。

①第38条第3項（営利を目的としない公の伝達等）

⇒ この権利制限規定によって、権利者の許諾なく、喫茶店等のテレビで放送は見せられるが、同時配信等は見せられない

②第40条第2項（行政機関における演説等の利用）

⇒ この権利制限規定によって、権利者の許諾なく、国会などでの演説・陳述を放送することはできるが、同時配信等することはできない。

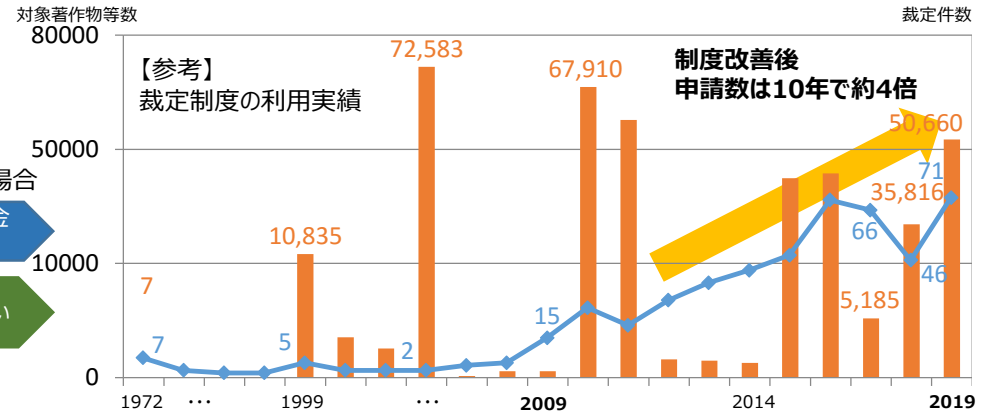
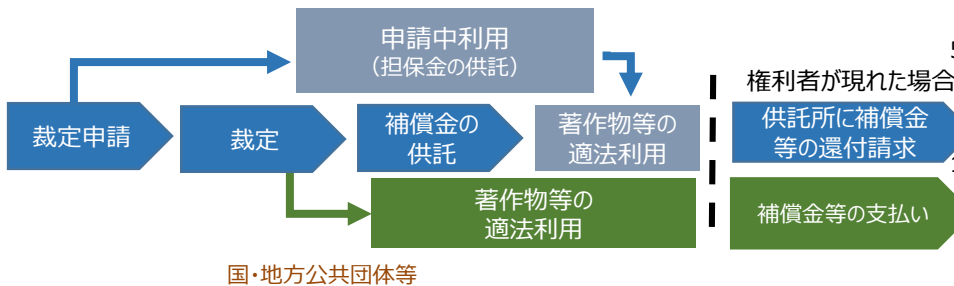
③第68条（著作物の放送に当たっての裁定）

⇒ この規定によって、権利者との協議が整わないなどの場合には、放送事業者は文化庁長官の裁定を受けて著作物を放送することができるが、同時配信等に当たってこの仕組みは使えない。

【参考3】著作権者不明等の場合の裁定制度

裁定制度とは、著作権者が不明である等の理由により、相当な努力を払っても権利者と連絡することができない場合に、文化庁長官の裁定を受け、かつ、文化庁長官が定める額の補償金を著作権者のために供託することで、その著作物等を利用することができる制度（著作権法第67条）。

【参考】裁定制度の流れ



平成21年以降
継続的に見直しを実施

R1年度実績 (R2.3末時点)
対象著作物等数：50,660点
裁定件数：71件

利用目的	限定なし（商業目的でも利用可能）
対象著作物	公表等された著作物、実演、レコード、放送、有線放送 申請1回における著作物数の制限なし
権利者検索 「相当な努力」要件 (①②③の全て必要)	① 権利者情報を掲載している資料の閲覧（⇒名簿・名鑑等の閲覧 又は インターネット検索） ② 権利者情報を保有している者への照会（⇒著作権等管理事業者や関連する著作者団体等への照会） ③ 公衆に対する権利者情報の提供の呼びかけ（⇒ 日刊新聞紙への掲載 又は 著作権情報センター（CRIC）のウェブサイトに掲載） ⇒ 過去に裁定を受けた著作物の場合は、①及び②の代わりに、 裁定実績データベースの閲覧 で足りる。
利用期間	申請者が自由に設定可能
これまでの改善事項	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 裁定申請中であっても、担保金を供託することで、著作物を利用できる（＝「申請中利用」制度）（平成21年～） ✓ 文化庁ウェブサイトにおいて、過去に裁定を受けた著作物の情報を掲載（＝裁定実績データベース）（平成28年～） ✓ 裁定の申請に係る手数料を見直し、1件につき13,000円から6,900円に改定。（平成30年4月～） ✓ 補償金等の支払を確実にを行うことが期待できる国や地方公共団体等については、事前の供託を求めず、権利者と連絡することができるに至った場合に、直接支払うことが可能。（平成30年著作権法の一部改正）（平成31年1月～） ✓ 自らが過去に裁定を受けた同一著作物等の追加的利用については、再度の裁定申請は不要。

【参考4】規制改革実施計画等（抜粋）

【規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）】

1. 放送のインターネット同時配信等、2. 拡大集中許諾制度等、3. 孤児著作物の裁定制度及び協議が整わない場合の裁定制度の3点について、総務省は、ローカル局を含めた放送業界としての現状の課題とその原因を基に、要望を具体的に取りまとめる。その上で、総務省とりまとめ案について、総務省及び文化庁が共同して、アウトサイダーを含む権利者や関係者等から意見聴取を行った上で、1、2、3のそれぞれについて検討、結論を得る。各々の結論については、文化庁において再度権利者や関係者等からの合意を得たうえで、著作権等に係る法的な検討を行い、優先度の高いものから順次制度設計を行い、法案概要を作成する。特に、放送のインターネット同時配信等を著作権法上、放送と同等に扱うことについては丁寧に議論を行う。

（実施時期）

1、3については、令和2年8月末まで要望を取りまとめ、令和2年10月末までに検討・結論、令和2年12月末までに制度設計及び法案概要を作成した上で、令和3年通常国会での法案成立を目指す。2については、1、3を優先的に措置した上で、令和3年中に改めて可否を明らかにする。

（参考）規制改革推進に関する答申（令和2年7月2日規制改革推進会議）

（前略）インターネットにおける放送コンテンツの円滑な流通に向けた制度整備に向けて、以下の措置を講ずるべきである。

その際、放送のインターネット同時配信等、拡大集中許諾制度等、孤児著作物（権利者が不明である場合）の裁定制度及び協議が整わない場合の裁定制度に関する検討を行う際には、国際条約との整合性、放送法との関係（放送法上の放送の定義等）、放送のインターネット同時配信等の範囲明確化（同時配信、追っかけ配信、見逃し配信）、「ふたかぶせ」の現状とその原因の追究（著作権者の意見聴取を含む）、改革実施後の権利者の権利の尊重、これまでの当会議・文化庁の議論に十分配慮を行うべきである。